

「大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」の一部改正について

1 改正の背景及び趣旨

水質汚濁防止法第3条第3項の規定により、都道府県は、自然的、社会的条件から判断して、同法第3条第1項に基づく排水基準（以下「一律排水基準」という。）によっては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でない認められる区域について、条例でより厳しい排水基準を定めることができるとされている。

本県では、昭和46年に当該規定に基づく標記の条例（以下「上乘せ条例」という。）を制定し、国の一律排水基準よりも厳しい上乘せ排水基準を定めてきた。

この度、国が、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令を令和6年1月25日に公布し、一律排水基準のうち、6価クロム化合物に係る許容限度を「0.5mg/L」から「0.2mg/L」と、また、大腸菌群数を大腸菌数とし、許容限度を「3,000個/cm³」から「800cfu（コロニー形成単位）/mL」としたことから、上乘せ条例について、必要な改正を行うこととした。

2 改正の内容

(1) 6価クロム化合物

上乘せ条例別表第2で定める排水基準のうち、6価クロム化合物に係る許容限度を、「0.05mg/L」から「0.02mg/L」へ改めることとした。

なお、改正上乘せ条例の施行の際、現に特定施設を設置（設置の工事がされているものを含む。）している特定事業場のうち、水質汚濁防止法施行令別表第3に規定する施設を設置する特定事業場の排水基準については、令和7年3月31日まで、「0.05mg/L」を適用することとした。

(2) 大腸菌群数

上乘せ条例別表第3で定める項目を「大腸菌群数」から「大腸菌数」に改め、許容限度を「3,000個/cm³」から「800cfu/mL」、「1,000個/cm³」から「200cfu/mL」とすることとした。

3 施行日

- ・令和6年10月1日※（2(1)について）
- ・令和7年4月1日（2(2)について）

※ 一部については、令和7年3月31日まで経過措置あり